

申 出 書

私は、離職に伴う扶養家族の異動届（増）により扶養認定の申請をするにあたり、失業給付の基本手当日額が3,612円【60歳以上は5,000円】以上支給される場合は、給付制限期間終了後（受給期間延長をされていて給付制限期間が発生しない場合は7日間の待期終了後）5日以内に異動届（減）により扶養削除の手続きをいたします。

申請時に受給期間延長手続中で、受給期間延長通知書（写）を添付できない場合は、職業安定所（ハローワーク）からその発行を受けたときに速やかに提出いたします。

令和 年 月 日

事業所名_____

記号_____番号_____

被保険者名_____印

【特記事項】

この申出書は被扶養者が退職後に雇用保険の受給資格があり、受給を予定している場合、または妊娠・出産等により受給期間延長手続きをとる（とった）場合に添付していただく用紙です。

なお、雇用保険受給開始により扶養削除をされた場合は、扶養削除日から所定給付日数は扶養家族として認定されませんので、国民健康保険へ加入することになります。